

協働環境委員会会議録

令和4年8月3日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 11:32

【 案 件 】

1. 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例
2. 地域公共交通について

【 報告事項 】

1. 飯塚市一般廃棄物処理基本計画及び飯塚市災害廃棄物処理計画の策定について

(環境対策課)

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といたします。

「議員提出条例案と飯塚市自然環境保全条例との照合」について、執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

さきの委員会において、坂平委員より依頼がございました市条例の照合につきまして、資料を提出させていただきます。なお、提出に当たりまして、内容を慎重に精査していたため、提出が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、今回提出いたしました資料「議員提出条例案と飯塚市自然環境保全条例との照合」について、説明させていただきます。

表中、一番左の列には「条例提出案」の本文を第1条から記載しており、真ん中の列につきましては、現行条例である「飯塚市自然環境保全条例」の関係条文を記載しております。一番右の列には、「条例提出案と現行条例との照合結果」を朱書きにて記載しております。

まず、提出案第1条の目的につきましては、市民の安全な生活環境を守るという内容であり、現行条例におきましても第1条で同様の内容となっております。

次に、提出案第3条の定義につきましては、太陽光発電事業に特化していることに対して、現行条例の第2条では、1千平方メートル以上の記載しております事業の内容のとおり定義に規定しております。

2ページをお願いいたします。提出案第4条の市の責務につきましては、目的や基本理念ののっとり、適正かつ円滑な事業を行うよう規定があり、現行条例では、第3条第1項で同様の内容があり、さらに第2項では情報の公開に努めるよう規定しております。

次に、提出案第5条の事業者の責務につきましては、事業の実施に際して必要な措置についての規定となっており、現行条例では、第4条に同様の規定がございます。

3ページをお願いいたします。提出案第6条の市民の責務につきましては、市民は市の施策などに協力する規定であり、現行条例では、第5条に同様の規定がございます。

4ページをお願いいたします。提出案第10条の周辺関係者への説明につきましては、説明会の実施や、その報告などについての内容となっております。現行条例では、第11条第1項から第8項のうち、説明会の実施に関して、提出案に係る項のみ記載しております。他の各項につきましては、説明会の周知等に関することですので、省略をさせていただいております。照合内容につきましては、説明会の実施及びその報告書の提出について同様の内容となっ

ておりますが、理解を求める対象として、提出案では周辺関係者に限定されていることに対し、現行条例では、周辺住民以外の方も参加できるよう規定しております。

次に、提出案第11条の特定事業の実施に係る許可につきましては、事業実施前に市長の許可を受ける規定となっており、届出と許可の違いはあるものの、現行条例では、第7条に事業を開始する前に届出を行う規定となっております。

5ページをお願いいたします。提出案第13条の事業計画の変更の許可等につきましては、事業計画の変更等があった場合に、市長の許可を受けることとなっており、先ほど同様、届出と許可の違いはありますが、現行条例におきましても、第8条で変更届を提出しなければならない内容となっております。

6ページをお願いいたします。提出案第14条の特定施設の設置の完了に係る検査につきましては、施設設置完了後に市長の検査を受けることとなっており、許可と届出の違いはありますが、現行条例施行規則第14条におきまして、事業完了後に完了届を提出する規定がございます。なお、完了届を受けて、関係職員におきまして現地確認等を実施しております。

7ページをお願いいたします。提出案第18条の特定事業の承継につきましては、事業を譲り受けた者が地位を承継し、市長等にその旨を届け出る規定となっており、現行条例では、第9条で同様の内容となっております。

8ページから10ページにつきましては、照合の内容がございません。

11ページをお願いいたします。提出案第24条の報告の徴収及び立入調査につきましては、事業者に対し報告を求め、職員が立入調査できる内容となっており、現行条例でも、第15条で同様の内容となっております。

12ページをお願いいたします。提出案第25条指導及び助言、第26条勧告、ページは跨りますが、13ページの提出案第27条公表、第28条命令など、事業者に対する必要な措置に関しましては、現行条例におきましても、同様の対応を図ることができることとなっております。

最後になりますが、提出条例案28条文のうち、飯塚市自然環境保全条例で15の条文との照合があったという結果となっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑に際しましては、まず提出者または執行部のどちらに対する質疑であるかを明確にした上で発言いただきますよう、よろしく願いいたします。質疑はありませんか。

○佐藤委員

提出者にお尋ねいたします。提出者は以前、自然環境保全条例と今回の条例はバッティングしない考えだと言われておりましたが、今の執行部の説明を聞いて、第10条の周辺関係者への説明や、第18条の事業の承継、第24条の報告の徴収及び立入調査などはバッティングすると私は感じておりますが、提出者はどのようにお考えでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：08

再 開 10：08

委員会を再開いたします。

本案を審査するに当たり、提出者のうち、江口議員から質疑に対する答弁をしたい旨の申出がっております。

お諮りいたします。本委員会として、江口議員に出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、江口議員に出席を求めることに決定いたしました。江口議員は提出者席にお着きください。

○江口議員

今、指摘がございましたが、何らこれについてはそごが生じているものではありません。ですので、整合性については問題がないと考えています。

○佐藤委員

それでは、バッティングしている現状をお認めになって、バッティングしても問題ないと考えられているのですか。

○江口議員

同趣旨の部分がございしますが、例えば、自然環境保全条例でこれがあるから、提案している条例案について問題があるということではないと考えますので、整合性について問題ないと考えています。

○佐藤委員

以前の説明の中で、大阪府のひな型と神戸市の条例を参考にして条例案を提出したということでした。それでは、大阪府内の自治体数、大阪府内で条例を制定した自治体数、そのうち、ひな型を参考に条例を作った自治体数がどれくらいあるのか把握されていますか。

○江口議員

参考にしたのは確かに大阪府のひな形です。そして、その大阪府のひな形が出ていて、そして、どういった条例が作成されているというのは、地方自治研究機構のホームページを既に紹介しております。そちらの中で確認していただければいいと思いますが、たしか2以上の自治体で、ひな形をベースに策定されていたと考えます。

○佐藤委員

それでは、執行部にお尋ねします。今の問いに対して、状況を把握されているのかどうかお伺いいたします。

○環境整備課長

大阪府でございしますが、43の自治体があり、うち4自治体が条例を制定しております。なお、4自治体の中で、今言われます大阪府のひな形を参考にしてしているのは、2自治体と把握しております。

○江口議員

大阪府のひな型を使ったと思われる自治体に関しては3自治体、今、手元で、資料で見ますと3自治体あるかと考えます。

○佐藤委員

4自治体のうちに、提出者は3自治体が参考にされてあると。ちょっとこの辺は、私自身、もっと研究していきたいと思います。

提出者にお伺いいたします。全国的に条例を制定する自治体が増加しているのご意見でしたが、大阪府内43自治体の中で4自治体しか制定されておられません。この状況はどのように捉えられていますか。

○江口議員

それは、それぞれの困り具合によって制定されているものと考えています。

○佐藤委員

神戸市では、西日本豪雨による新幹線の線路脇まで崩落事故を受けて、条例を制定したという説明がありました。それによって、神戸市は平成30年12月に条例を公布されていますが、交付される前はどのように対応されたのか承知されていますか。

○江口議員

その点については特に承知しておりませんが、その状況では問題があったので条例を制定さ

れたと新聞記事にもございますし、そのことについては確認をしております。

○佐藤委員

提出者にお伺いいたします。提出者の資料によりますと、神戸市を含めて192の自治体が条例を制定していますが、神戸市以外の自治体の条例はどのような内容なのか、簡単でもいいですから、ちょっと教えていただけますか。

○江口議員

先日の委員会で提出しました資料7、関連資料等を御覧ください。これは地方自治研究機構がまとめた太陽光発電設備の規制に関する条例の制定状況の概観であります。こちらの中で、どういった制定の経緯であったりとか、都道府県の条例はどこどこがある、ないし、市町村ではどこどこがあるというのもございます。そしてまた、規制条例のタイプについても、非常に詳細に記載されております。委員の皆様におかれましては、こちらのほうを御覧の上、審議していただいていると考えますので、こちらの資料をもってお答えに代えさせていただきたいと思っております。

また、先ほど、神戸市の事例、新幹線の線路際に落ちてきたということが発端となったということがございました。飯塚市においても、白旗山という大きな住民に対する不安があります。ですので、私どもは第2の白旗山をつくらせない、そしてまた、白旗山の管理、実際のメガソーラーの運営についても、しっかりとモニタリングできるようにというふうな形で、この条例を提案させていただいていることをご理解の上、ご賛同いただけるようよろしくお願いいたします。

○佐藤委員

提出者にお伺いいたします。神戸市以外でも、太陽光発電設備による同様の事故等が起きています。その辺りの状況を把握されていると思いますが、その自治体の条例との比較検討はされたのかどうかお伺いいたします。

○江口議員

全ての条例を検討したわけではございませんということでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

今回提出された条例の内容について、お伺いしたいと思います。提出者のほうの質問になるかと思いますがよろしく申し上げます。まず1ページの第3条第6項、周辺関係者についてですが、特定事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者と記載がありますが、提出者としては、規則などで市長が決めるものと以前答弁されております。一定の影響とは、どのような影響を示すものか教えていただけますか。

○江口議員

こちらについては、提出しました資料2の大阪モデルのひな形を御覧ください。こちらについて、周辺関係者に関してご案内があるということをお話させていただいたかと思えます。資料の7ページの一番上に、4の事業者に続いて、5の周辺関係者に関して記載がございます。こういったことを含めて、規則によって定めていただきましたらと考えています。なお、ここについては、できるだけ広めに考えられるべきだと思っております。

○吉田委員

ちょっと資料が今、届きましたので、後ほど確認します。それと次に、これは第8条のほうに、第1号から第3号までについては、関係法令に基づいて指定される区域ですので、これについては理解できますが、第4号のほう、自然環境が良好な土地とは、本市のどの地域のことを示すことになるのでしょうか。また、その地域周辺の自然的社会的諸条件という意味について、ちょっと具体的にお聞かせ願えますか。

○江口議員

ここについても、大阪のひな型の第8条をそのまま使わせていただきました。ですので、大阪のひな型の資料を見ていただいてもいいかと思いますが、事例としてございました。この前言ったかどうか記憶が定かではございませんが、例えば、尾瀬の沼とかあったりしますよね。土砂崩れとかの心配はないのだけれど、自然環境として、特にここら辺はやはり保全しておくべきだろうというふうなところが、この第4号に該当するのではないかと考えています。飯塚市の中でどこがということに関しては、私は今お答えすべきではないと思いますが、これについては、地域とご相談されながら市のほうで決定して、ここ該当するね、該当するねという形で加えていくということも可能でしょうし、市としてここは大切だということを考える中で、市だけで決定するというのもありかと思っています。

○吉田委員

次に、ちょっともう一つ気になりますのが、第8条第4号、第5号について、市長が別に禁止区域を指定するという事になれば、その地域内に民有地等が含まれる可能性があります。条例で民有地を禁止区域に指定する場合、これは法律的な問題とか、そこら辺、財産権侵害とか、そういうのには値しないのかどうか、どのようにお考えですか。

○江口議員

その点については、もう大阪府がひな型として示しているということで解決していると考えています。また、財産権の行使についても、公共の福祉に反しないように、当然のことながらやらなければなりませんし、行政として、しっかり考えた上で指定されるということであれば問題はないかと思っています。ただ、もしそこで問題があると考えたら、民有地の持ち主が、いやこの指定についてはおかしいという司法手続をとっていただければ結構だと思います。また、ここについては、第4号、第5号だけではなく、第1号、第2号、第3号でも民有地ということは十分あり得ることでありまして、それも含めて問題はないと考えています。

○吉田委員

それと次に、13ページの附則の第1条のほうに、施行期日は公布の日から60日を超えない範囲内において定める日から施行するとなっております。神戸市の条例制定に当たっては、平成30年12月に公布し、令和元年の7月に実施されており、その間、7か月を要しておりますが、今回の条例については、60日を超えない範囲内としていることについて、ただいま、この議員提出議案及び自然環境保全条例の比較対照表を見ているわけですが、この60日を超えない理由というところについて、どのようなお考えがあつて60日になったのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○江口議員

施行期日につきましては、規則が十分に作れる日程が確保されなくてはなりません。その部分と考え、それとあとまた、周知徹底、周知に関して必要な日数があるかと思っています。それに関して、条例によっては、公布の日から施行するというタイプもありますし、例えばそれが1か月後、1年後とかいう形があります。これについては、2か月ありましたら十分に作成の上、周知ができると考え、提案するものです。これについては、やはり飯塚市の今不安があつている方々に対して、早くその不安の種を取り除く一助となるために、そしてまた、飯塚市の環境を守るためには、早期のスタートが必要と思っておりますので、その狭間の中で60日という設定をさせていただきました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

提出者にお伺いたします。今回の太陽光発電に特化した条例案を提出されていますが、自然環境保全条例は、太陽光発電に特化した条例ではなく、その他の事業についても適用される

ものと理解しております。白旗山の許可が下りたのは、たしか平成28年頃だったと記憶しており、その時点では国の法整備が進んでいなかったと認識しております。それ以降、改正FIT法やガイドラインの策定など、その他の関係法令も含めて、国においても確実に対応が図られているのではないかと感じております。国の法整備等についても、当時の状況とは変化していると感じていますが、その点については、どうお考えでしょうか。

○江口議員

確かに白旗山の許可が出た時期からすると、国の環境整備も一定程度進んだことはそのとおりだと思います。ただ、それでも不足しており、現状においてそういった危惧があるために、今年度に入っても全国各地で条例が作られています。それは、新聞記事等を資料として指し示しましたが、そのことから明らかと思っています。ですので、私どもは、また片一方で、国はそこら辺をきっちりやるために、今、検討会を行っています。ただ、その検討会において決まったことが法制化されるまでには、まだまだ、たぶん1年とかぐらいはかかるのではないかと感じています。早期に飯塚市の環境を守る。住民の方々に安全をお届けするのは、私ども地方議会としてもできることですし、飯塚市行政としてもできることですので、それを早期にやるべきだと考え、提案させていただきました。また、改正FIT法に関しては、あくまで廃棄のときのお金の費用の積立等は、改正FIT法、今年度からスタートしておりますが、残念ながら、あくまでこれはFIT法に基づいてお金をもらう部分だけです。それに基づく許可申請のみです。ですので、改正FIT法によらない太陽光発電については、無力です。そういった面もあわせて、飯塚市として条例を定めることが有益であると考えており、提案させていただきました。

○佐藤委員

私は、条例が法を追い越すことはないと思っています。その辺1回条例を制定すれば、条例を廃止というのは大変な労力があると思っています。それは私の意見ですね。今回の提出された条例案と自然環境保全条例との照合については、執行部に提出していただきました。このほかに、法律との照合が図れる部分があるのではないかと思いますので、今回と同じような形で、提出者側に資料を提出していただきたいのですが、できますでしょうか。

○江口議員

それについては、ある意味私どもから、提出者側で資料を提出するのも一つではありますが、それぞれの委員さん、個人において調べるのもお仕事であると思っていますし、調べられればいいのではないかと感じています。そこについては、私ども、お話出ましたように、法とのそごがあるというところはないと考えていますというお話をさせていただいております。その点からご理解ください。あと、法を条例が追い越すことはないというお話がございました。ただ、他方で考えていただきたいのは、例えば情報公開です。情報公開については、スタートしたのは、地方での条例からスタートです。飯塚市は、その条例において、全国でも早期に、たしか7番ぐらいでした。7番目ぐらいに制定しました。そういった地方の流れがあって、後で国が情報公開法を作ります。そういったことがあるというのを十分御承知おきいただきたいと思っていますし、ここについても同様に、地方で規制条例が作られていて、それがやはり国も動かそうとしている。その一つだと考えていただければいいかと思っています。

○佐藤委員

これは提出された本会議の中で同僚議員が、国と県との整合性を図るためにはいろいろな資料を要求していただいて、審議をしていただきたい。その前に言われたのが、国の法律との整合性ということも言われております。私自身は先ほど言いました改正FIT法や森林法、電気事業法等々が、いろいろこの条例と絡んでくることと思います。先ほど提出者に要求しましたが、提出者は私たちで調べれということでしたので、執行部として、この対象を比較した資料を提出される意思があるかどうかお伺いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再 開 10:35

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

今、佐藤委員が要求されました資料でございますが、今回、条例案との照合につきまして、資料作成に時間をちょっと要しました。関係法令を入れた中でとなりますと、ちょっとお時間をいただければと考えておりますが、それではよろしければ資料を準備させていただきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

先ほども申しましたけれども、私は改正FIT法、森林法、電気事業法等々、この条例と整合性を図るべきと思っておりますし、本会議でも国と県との条例の整合性を図るため検討しろという要望もあっておりました。そういうことで、私はこの資料を要求したいと思います。お取り計らいお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま佐藤委員から要求がありました資料は提出できますか。

○環境整備課長

提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま佐藤委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

改めてお諮りします。挙手採決をいたします。要求することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、要求することといたします。ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

実は御存じかと思いますが、竜王山の埋立ての関係で、埋立ての計画がありましたけど、そのときに私は地方整備局に行って、盛土とかそういう関係で、熱海の事故がありましたけど、それからより厳しく見直しをするというような意向を聞いてきたのですけれど、これ、今のは、太陽光発電に特化したものですが、ここにも書いてあるとおり、森林法とかそういうのはもう大きく影響しているというか、森林法を厳しくしたら、こういうのは措置できるのではないかと、そういうのがありまして、そういう法律改正がされたということを聞いていますので、その分についての資料もついでにというか、この際、出していただいたらと思いますのでよろしく申し上げます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:39

再 開 10:52

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねします。ただいま城丸委員から要求がっております資料は提出できますか。

○市民環境部長

先ほどの内容ですけれど、盛土の関係でございます。この分に関しましては、宅地造成等規制法の一部を改正する法律ということで、通称、盛土規制法ですが、本年5月27日に公布をされております。ただし、まだ施行は1年以内ということで、施行はされておられません。内容

につきましては、今、林野庁とか国土交通省、省庁をまたいで分科会が行われております。その中で、かなり詳細については、協議がなされている状況でございます。資料提出ということになれば、時間を要すと思いますが、そういったところの中身、ワーキング分科会の中身、内容までもお示しできるような形で資料を提出させていただければと思っております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま城丸委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 53

再 開 10 : 56

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

○城丸委員

この照合結果ということで出ています。この議員提出議案の条例が可決すれば、行政がこの条例を動かしていくという形になると思うのですが、照合結果を見る限りは、これはどうも全体的な印象として、届出と許可の違いはあるけれど、同じであるみたいな書き方が非常に多い。また、同じであるみたいな書き方が非常に多いのですが、正直言って、この議員提出議案の条例に対してどう思っているのか。まず、この条例がとおったときには、あなたたち行政がこれを運用していく形になるので、この際だからはっきり言ったほうがいいと思うんですよ。だから、どう思っているのか、それをちょっとお聞きしたいのですが、お答えできますか。

○市民環境部長

提出案に対して、執行部としてどう思うかということですが、これるる言われています。提出者も言われていますけれど、大阪と神戸市の、ほとんど神戸市の条例を参考に実施されたら、私たちも内容は拝見しております。規則のほうも拝見しております。さきの委員会の中で、私も答弁させていただいたと思うのですが、もちろん地理的な条件とか地域の実情がやはり違います。で、さらに発言をさせていただくならば、私どもは合併当初から、この飯塚市環境自然環境保全条例、これに基づいて、太陽光事業も含めて、森林を開発する事業とか、先ほど定義づけの説明がありましたけれど、1千平方メートル以上の事業に関しましては、市民の方々が、まず知らないうちに事業が行われるということがないような、これは条例でございませぬ。太陽光を含めて、今、全国各地で太陽光事業については、トラブルが多発しているから、まあ何とかという話もございましたけれども、私たちのこの自然環境保全条例は、市民の方々が、周辺住民も含めまして、知らないうちに事業が行われるということはずなないんです。30日間、当然、提出書類の縦覧に付しますし、45日間、市民の方々から意見もちょうだいします、意見書ですね。それに対する事業者からの見解もございませぬ。そういった面で言えば、かなり、自然環境保全条例は強力だと言いましょか、合併以降、これで対応ができたという条例だというふうに執行部としては考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 59

再 開 11 : 08

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件については、慎重に審査をするということで、継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「地域公共交通について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○地域公共交通対策課長

提出しております資料につきまして、ご説明いたします。

「令和4年度 飯塚市コミュニティ交通の利用状況について」、資料1でございますが、本年4月から6月までの3か月間の状況をご説明させていただきます。

資料1の1ページの上段に、1、エリアワゴンについて、地区別の6月までの運行日数、合計利用者数、1日平均利用者数を掲載しております。

エリアワゴンにつきましては、後ほど、資料2を用いてご説明いたします。

次に、中段の2、予約乗合タクシーにつきましては、1に全体利用者数の年次推移を記載しております。表の一番下の欄の1日平均利用者数を見ますと、この3か月間は165.8人となっております。前年度より微増となっております。2に地区別の状況を記載しておりますが、1日平均利用者数を見ますと、顕著な変化はありませんので、説明は割愛させていただきます。

次に2ページをお願いいたします。上段の表の3、路線ワゴンについてですが、飯塚東地区の路線ワゴンは、本年4月よりエリアワゴンと統合しておりますので、今年度の実績は記載しておりません。また、颯田地区につきましては、今年度からの運行を始めております。

今年度の3か月間の実績につきましては、表の一番下の1日平均利用者数を見ますと、鎮西地区8.1人、幸袋地区4.4人、颯田地区2.0人となっております。

次に下段の4、本市単独のコミュニティバスにつきましては、今年度は、颯田・飯塚線及び庄内・飯塚線を廃止し、筑穂・飯塚線と高田・鎮西線を統廃合いたしまして、新たに筑穂・高田線を編成しておりますので、1路線のみの運行となっております。

その利用状況につきましては、2、路線別利用者数の1日平均利用者数の部分ですが、筑穂・高田線の1日平均利用者数は47.2人となっております。

3ページをお願いいたします。上段の5、宮若市共同コミュニティバス宮若・飯塚線についてですが、表の一番下の1日平均利用者数では、平日の50.2人をはじめ、各曜日、合計いずれも増加しております。

下段につきましては、ただいまご説明いたしました各交通機関の合計となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、資料2をご参照ください。エリアワゴンの利用状況についてご説明いたします。

資料の左から地区名、系統名、運行曜日や便数等の運行状況。次に、右側の対象期間内の1週間当たりの運行日数、この3か月間の運行日数合計と利用者数の合計、期間内の1日平均と1週間平均の利用者数。さらに、その右側に令和3年度、昨年度買物ワゴンの利用状況と比べまして、1日平均・1週間平均利用者数を記載しております。買物ワゴンは、昨年度は地区内全域もしくは各系統の運行が週1回となっております。これらを用いまして、右から2番目の欄に1日平均利用者数の昨年度と今年度の比較、そして、最も右側の欄に1週間平均利用者数の比較を記載しております。

概要といたしましては、買物ワゴンが運行していた地区では、右から2番目の欄のように颯

田地区以外の地区では、昨年度より1日平均利用者数が減少しております。一番右の欄の1週間平均の利用者数の比較では、飯塚東、庄内、筑穂、鯉田、穂波地区で増加し、幸袋、潁田地区で減少している状況でございます。

これらにつきましては、多くの地区では、昨年度から平日の運行を追加し、土曜日の運行を継続しておりますけれども、新たに運行を追加した曜日の利用が、昨年度から継続して運行しております曜日と比べまして、低調な状況でございます。

また、昨年度まで週1回運行の買物ワゴンを利用されていた方々につきましては、以前と同じ曜日に利用している方も多くいらっしゃいますけれども、運行日が1週間の中で増加したことに伴いまして、別の曜日に利用するという、利用日が分散している状況もあって、このような結果になっているのではないかと推察しているところでございます。

詳細につきましては、現時点では十分な把握はできておりませんが、今後さらに、データ集積、分析等を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、「令和4年度 飯塚市コミュニティ交通の利用状況について」の説明を終わります。

続きまして、資料3になりますけれども、「飯塚市地域公共交通計画について」、その概要をご説明いたします。

資料3をご参照ください。本市の公共交通につきましては、平成29年度に作成しました5か年計画の「第2次飯塚市地域公共交通網形成計画」の基本方針に基づき、各種事業の推進に取り組んでいるところでございます。

この計画の計画期間は、今年度が最終年度となっております。来年度、令和5年度以降の公共交通政策を着実に実施していくための新たな計画、「地域公共交通計画」を今年度中に策定することとしております。

この「地域公共交通計画」とは、令和2年11月に改正されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく法定計画でございます。飯塚市の上位計画との一体性を確保した公共交通のマスタープランとして策定するものでございます。策定に当たりましては、飯塚市が法定協議会である飯塚市地域公共協議会で協議を重ねまして、策定したいと考えております。

計画の内容につきましては、資料の3の計画内容のところに記載しておりますけれども、現在の新たなコミュニティ交通体系に係る考え方や運行計画等をはじめとして、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成並びに必要な応じて地域の多彩な輸送資源についても、最大限活用するような取組を盛り込むこととしております。

また、赤字の生じている乗合バス路線の役割や位置づけ等をこの計画で規定することによりまして、運行事業者の国庫補助金の活用ができるようになっております。

今後の策定のスケジュールにつきましては、4のところでございますが、12月、本年中に計画素案を策定し、年明けに市民意見の募集を行い、3月には計画の決定という流れで考えておまして、その進捗につきましては、本委員会におきましてもご報告等をさせていただきたいと考えております。

以上簡単ではございますが、「飯塚市地域公共交通計画について」をはじめ、提出させていただきました資料についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全体についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉田委員

まずは、四半期の3か月を終えての状況での利用者状況並びに飯塚市地域交通計画、2つのご説明がございましたが、私がやはり気になるのが、利用者の状況。これについて、利用者の

ご意見等が、いろいろお伺いされていると思うんですね、執行部のほうで。地域によって格差はあると思いますが、全体を通してのご意見で、やはりどういうご意見が今一番多いのか。その辺について、ご説明いただけたらと思います。

○地域公共交通対策課長

本年度の運行を4月に開始いたしましたして、各種交通機関について、いろんな変更なり新設なりさせていただいております。そういった中で、当課に直接また間接的にもお伺いしている意見とか要望の内容につきましては、私どもとしましては、非常に少ないという印象を受けております。件数としましては、かなり少なく感じております。その内容につきましては、これまでの買物ワゴン、継続しておりますエリアワゴンについて、ルートの変更を要望するもの、またダイヤを変えてほしいといったもの。また、予約乗合タクシーにつきましては、予約の受付をもっとし易くできるようにしてほしい、といった内容の要望を受けておりますけれども、その頻度といいますか、要望の数的なものとしては、非常に少ない印象であります。

○吉田委員

今のご説明によると、要望はかなり少ないから、利用者についても、このままの現状維持だということに聞こえてしまうのですね、残念ながら。それで一応、利用者の、実際に使用されている方の要望が少ないということは、諦め感もあるという感じもするんですね。それで、意見聴取方法というのは、今ご説明いただいたところによると、例えば、こちらのほうに直接お伺いされて、もしくは電話で直接、こういうことだというご要望のように聞こえたのですけれど、その辺のご要望者は、どういう方法で、どこに要望されているのでしょうか。教えていただけますか。

○地域公共交通対策課長

先ほど私のほうでご答弁させていただきましたご意見・ご要望につきましては、当課のほうの窓口に来られたりとか、電話での、そういったご意見等をまとめた感じのものでございます。今後につきましては、先ほど質問委員、現状で皆様が満足されているということではないという感じのお話をされておりましたけれども、私どももこれでいい、完成形といいますか、精度の高いというレベルまではまだいっていないと思っております。今後も、部分的な部分になるかもしれませんが、改善を重ねていきたいというような考えを持っておりまして、そのためにも、当課に直接ご連絡いただく内容、先ほど申しました内容もありますけれども、各地区のまちづくり協議会等の地域の団体の方からも直接ご意見を伺いながら、そういった取組をさせていただきたいというふうに考えております。

○吉田委員

お声の吸い上げ方なんすけれど、これについてちょっと私の持論で申させていただきますけれど、ちょっとその前に、回数券というのがありましたよね。乗る際の割引券、1割ぐらいの割引券、これの販売は、どことどこと、どの辺でやっているんですか。

○地域公共交通対策課長

今質問がございました回数券につきましては、コミュニティ交通の各交通機関共通でございまして、その車内で販売させていただいております。

○吉田委員

確認ですけれど、車内の販売のみで、例えば支所の窓口とか、まち協のところは事務代行してとかいうのはないんですね。ないんですね。それでその上で進めます。例えば、その車内で販売するということは、当然一人の乗務員しかおられないから、これは無理であろうと思います。地域ごとにスタートする前に、まち協あたりにやはり、先ほども執行部のほうも言われましたけれど、まち協あたりからご意見を吸い上げてということでは言われましたけれど、まち協のほうもご意見が入っているはずですよ。聞き取りをするような機会を数多くさせていただいて、先ほど申しましたけれど、四半期3か月過ぎたわけですから、今度は交通計画について、一応

3月までということになっています。それと市民の意見募集というのは、1月から2月に計画されていますけれど、市民のご意見募集というのは、出来上がったところのご意見をいただくということになるのでしょうか、その前にご意見を吸い上げるような努力をもうちょっとされて、よりよい交通対策ができるような形で、本当に利用されている利用者さん、それと利用されない方については、どういうご意見をお持ちであるというのは、地域のところで特性がいろいろありますので、運行日とかルートについても違いますし、エリアワゴン・買物ワゴン、多種多様ありますので、その地域の中からご意見を聴取していく中で、こういう方法があるんだということ、交通計画の中に打ち出していけるように、頻繁に会議、会合を持って、意見聴取を取りまとめしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から、1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市一般廃棄物処理基本計画及び飯塚市災害廃棄物処理計画の策定について」報告を求めます。

○環境対策課長

「飯塚市一般廃棄物処理基本計画及び飯塚市災害廃棄物処理計画の策定について」ご報告いたします。

提出資料「飯塚市一般廃棄物処理基本計画及び飯塚市災害廃棄物処理計画（概要）」をお願いします。

本市では、今後も市内において発生する可燃ごみと不燃ごみ及び資源ごみ等の一般廃棄物と、災害時での発生が見込まれる避難所ごみを含む災害ごみの適切かつ効率的な処理の実施に向けて、ふくおか県央環境広域施設組合と連携し、本年3月に「飯塚市一般廃棄物処理基本計画」と、「飯塚市災害廃棄物処理計画」をそれぞれ策定いたしましたのでご報告するものです。

最初に、上段の計画1として「飯塚市一般廃棄物処理基本計画」についてご説明させていただきます。

計画期間は、令和4年度、2022年度から令和18年度、2036年度までの15か年で、今後も本市が実施して参ります一般廃棄物の処理に関しまして、長期的な視点により、その基本的な方針等を整理し明確化するもので、計画期間中の15か年を見据えたごみ減量化や、汚水衛生処理率の向上に向けた数値目標と、その目標を達成するために取り組む施策等に関して整理しております。

計画書は6章、76ページで構成され、大きくは1ページからの「計画策定の趣旨」、3ページから76ページまでの「ごみ処理基本計画」と77ページ以降の「生活排水処理基本計画」となっております。

次に、下段の計画2として「飯塚市災害廃棄物処理計画」についてご説明させていただきます。

こちらの計画は、今後、市内での災害発生の場合に生じると見込まれます災害ごみの円滑な処理への対応策等について、その基本的な考え方等を整理するもので、災害時に備える平常時の対応、発生直後の初動対応、復旧・復興時の迅速かつ適切な対応への取組などを整理しています。

計画書の12ページ、13ページに記載しておりますが、この計画は、西山断層を震源とする大規模な地震災害が発生した場合を想定し、震源地となる破壊開始点を、本市で最大の被害が発生されると予測される西山断層北西下部と、小竹町において最大の被害が発生すると予測される中央下部の2パターンを想定しております。その際に発生すると見込まれる廃棄物の発生見込量を災害廃棄物、避難所ごみ、し尿、それぞれ推計し、環境省が早期の復旧・復興を進める観点で示している指針に基づき、3年以内での処理完了を目指す取組目標を整理しているものです。

この計画書の構成につきましては、1ページから34ページまでが第1章基本的事項、35ページから68ページまでが第2章災害廃棄物処理計画、69ページから96ページまでが資料編となっております。

計画内容につきましての詳しい説明は省略させていただきたいと思いますが、両計画のデータもあげておりますので、後ほど御覧いただきたく存じます。

以上簡単ではありますが、「飯塚市一般廃棄物処理基本計画及び飯塚市災害廃棄物処理計画の策定について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

示していただいている概要のほうで、計画2の飯塚市災害廃棄物処理計画に関して、この計画というのは、詳細な部分は後でついていきますけれど、想定災害の西山断層を震源とする大規模地震災害のみに特化した対策なんですか。

○環境対策課長

西山断層の地震においては、本市で最大の被害が発生すると考えられる地震でありまして、その際に、こういった処理を行って、3年以内に処理完了を目指す取組目標を整理しておくことで、その他の災害時においても、適用することができることから、最大の地震である西山断層を想定して作成した次第です。

○永末委員

飯塚市災害廃棄物処理計画というのは、その西山断層に基づく災害を想定したものであるということですね。あと概要の下のほうに、環境省の作成の災害廃棄物対策指針及び福岡県災害廃棄物処理計画との整合性を図りつつというふうに書いてあるんですけど、福岡県の災害廃棄物処理計画の中に、飯塚市といいますか、こちらの圏域における西山断層を震源とする大規模地震災害が想定されているのでしょうか。

○環境対策課長

福岡県の方は西山断層を想定というものではないと思いますが、飯塚市に関しては、これが最大の被害が出るだろうということで作成したところでございます。

○永末委員

ここで書かれている整合を図りつつというのは、どこの部分の整合を図られたのですか。

○環境対策課長

復旧復興に対する処理の仕方とか、概ね3年以内での処理の終了を基本とするというものというのは、国とか県の指針に基づいて行っているところでございます。

○永末委員

確認ですけど、福岡県の災害廃棄物処理計画には、西山断層に関するこういう災害のものは想定されてはいないけれども、その中で、災害が発生した際はこういうふう処理してくれというふうに書いてあるので、その処理基準とかについて参考にしたというふうな理解でよろしいのですか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。